

母親教育のあり方に関する研究

— 青森県における現状から中間報告 —

分担研究者 近 藤 健 文(環境保健部)

研究協力者 秋山 有・成田玉栄(環境保健部)

“ 佐々木 直 亮(弘前大学)

“ 鈴 木 治 子(青森大学)

研究の背景ならびに目的

青森県において「母親教育のあり方」を考えるにあたっては、その前提として本県が、長年数多くの無医地区や無医村を抱え、医療従事者をはじめとする社会資源の不足や自然的条件のきびしさや、経済的低位性などによって著しく母と子の命が損なわれてきたその歴史や背景をまず理解したうえではじめなければならない。母子保健活動にも他県とは比較できがたい困難な問題があったからである。

本県が公衆衛生行政として、ようやく母子保健を重点施策に打ち出したのは昭和40年度であり、このとき「母子保健対策」、「へき地保健対策」を二大支柱として県内関係機関、団体に働きかけ、ひろくその推進をはかっている。

この施策が打ちたてられるまでの前駆的活動として力があつたのは、戦前においては主として保健婦の巡回訪問指導であり、戦後の特徴的活動には、へき地や住民の健康実態を掘りおこし、住民運動を喚起する意図をもって昭和34年度からはじめられた医学生、保健婦学生動員の「夏期保健活動」や、その後の保健婦、助産婦両団体の連けいによる「もったら ころすな運動」があつた。同じ昭和40年度、地域住民や町村長の強い要請によって創設された本県独特の「保健所保健婦の町村派遣制度」は、事後の母と子の命を守る地域の活動を著しく促

進させた。

この間、県民の対話集会「赤ちゃん会議」をはじめ、大小の集会在県内各地に展開されてきた。県はまた「未熟児調査」ならびにその追跡等も行って、地域における保健指導従事者の、母と子に対する指導の着眼点を明らかにすることに努めた。今日に至るまでには、このような一連の公衆衛生行政側からの働きかけもあつたのではあるが、それではいま、果してどのようなひろがりをもって行なわれているのか、県内の実情を知る必要がある。

現在一般的に行なわれている母子保健は、人の生涯の一部分の年代に対する働きかけであるといえる。これは他の成人保健であれ、老人保健であれ、年代や疾病の種類で区ぎる考え方があり、しかも問題が起つてからの「あと追ひ」的傾向にあることは否めない。

しかし、母親という1人の人間の生涯の流れの中に、健康に対する情報がどこからとり入れられて、それによってその母親がどのような意識や保健行動をもつかを考えたとき、胎児のときから一貫性をもって生涯にわたる健康の教育が行なわなければならないと考える。そのために公衆衛生の領域からの、主体性をもった他の領域への働きかけと結びつきをもっと強化しなければならない。それは次の世代になう者のためであり、吾々はすべての公衆衛生活動は、こどもに重点をおいた統一的な視点をもって行

なわれるときにあるとの考えに立っている。

本研究においては、母子保健の一環としての「母親教育」に焦点をしばり、それが青森県という場においてどのようなひろがりをもって行なわれているのか、また母親自身が母親教育をどのように考えているのかをさぐって、将来における本県の母親教育のあり方を画きつつ、公衆衛生領域での母親教育の方向を把握しようとしたものである。

本研究における母親教育の定義

この研究でいう母親教育とは、胎内に生命が芽生え、出産、乳幼児期、就学期、青年期を経て、結婚、妊娠、出産、育児と経過する母性の特質を尊重し、母と子の健康の保持増進に関して地域社会が行っている下期のような各種の教育を指すものとした。

- (1) 幼児、小学生、中学生、高校生、青年、未婚者等のいわゆる母親予備軍（父親予備軍を含む）を対象に行った教育。（将来の母親又は、父親を意識して実施した場合に限る）
- (2) 母親（結婚している人、妊娠中の人を含む）に対して行った教育（母親自身、胎児、こどもの健康を含む）。
- (3) 前記(1)及び(2)以外の者に対して行った教育。

（例：父親に対する育児学級、祖母に対する離乳食教室）

55年度研究方法

- (1) 母親教育のひろがりを把握するために調査票を用いて実態調査を行った。
- (2) 調査員は県内保健所ならびに市町村の保健婦とし、それぞれの担当地区で可能な限り面接によって把握した。
- (3) 調査先は下記を参考に必要な箇所を検討して行った。

- | | |
|-------|---------|
| ① 保健所 | ③ 福祉事務所 |
| ② 市町村 | ④ 母親クラブ |

- | | |
|-----------|-----------|
| ⑤ こども会 | ⑭ 婦人会 |
| ⑥ 社会福祉施設 | ⑮ 青年団 |
| ⑦ 社会福祉協議会 | ⑯ 農協 |
| ⑧ 交通安全協会 | ⑰ 農協婦人部 |
| ⑨ 交通安全母の会 | ⑱ 農業改良普及所 |
| ⑩ 医療機関 | ⑲ 学校 |
| ⑪ 消防署 | ⑳ 地区衛生組織 |
| ⑫ 公民館 | ㉑ 事業所 |
| ⑬ 教育委員会 | ㉒ その他 |

(4) 本調査では、集団検診ならびに家庭訪問指導等個別的働きかけを除外した。

(5) 調査票：別紙のとおり。

調査結果

昭和56年3月10日現在で実際に調査し得たのは、2,110箇所です。不在等のため回答を得られなかったのはこのほか約50箇所であった。調査地域については調査箇所数に多寡はあるものの、県内67市町村全域わたっている。回答のあった箇所の半数は母親教育、あるいはこどもの健康に対する何等かの事業を行ったことがあるとしており、この半数は全く行っていないとするものであった。

この行ったことがあるとする箇所のうちで、母親教育であることを意識しつつ、昭和54年4月1日から55年3月末日までの間に何らかの教育を行ったのは70%に近かった。これは公衆衛生関係領域、教育関係領域が中核となっており、事業所を含む労働関係領域や安全関係領域ではまだ低調である。

また教育の対象では、母親本人に対して直接行った箇所が最も多く、70%を越えていた。母親に次いで、小中学校生徒に対してであった。幼児に対する直接的働きかけの大部分は保育所、幼稚園であるが、その多くは虫歯予防、歯みがきにしばられ、ほかには安全教育がみられた。母親教育の対象のなかで最も脱けているとみられたの

は、高校生を含む青年層と、結婚間もない若い層であり、この層に教育の断層があるということが明らかになった。

しかし、祖父・祖母の層に対しては、各機関の母親教育への参加や、老人クラブ等による教育の機会が設けられてひろがりつつあるようにみうけられた。母親教育が各箇所で開催された年次をみれば、概ね昭和40年代以降に著しく増加しており、青森県が各領域に母子保健推進のよびかけをした年代と機をひとしくしている。

また、その当時には殆んど行なわれていなかった町内会、婦人会、老人クラブ、その他の住民組織やグループが自主的に母親教育をそれぞれの活動にとりいれて行っていたことは、母子保健のひろがり地域への浸透を物語るものといえよう。

ただ、青森県内で行われている母親教育の型は、講義式の一方交通型が大勢を占めていた。

以 上

青森県内「母親教育」実施状況調査票

青森県 昭 55

1. 機 関 名 _____

□	□	□	□
1	2	3	4

□	□
5	6

2. 市 町 村 名 _____

□	□
7	8

3. あなたの「機関」として「母親教育」というものを、かつて、やったことがありますか。

1. やったことがある。 2. な い。 9. わからない。

□
9

4. やったことがあるならば、はじめてやったのは何年前ですか（昨年昭和54年なら1年前というように）。

_____ 年前

□	□
10	11

5. 昭和54年4月1日から55年3月31日までの間に、やったがありましたか。

1. あった。 2. な い。 9. わからない。

□
12

6. 「母親教育」というのではないが、「子供」（生まれてくる子供も含めて）の「健康」（身・心の健康、安全も含めて広い意味の健康）のために、子どもやまわりの人達（母、父、祖父、祖母など子供と関係ある人達）に、何か「事業」（計画をたて予算をつかって）をやったがありましたか。

1. やったことがある。 2. な い。 9. わからない。

□
13

7. やったことがあるならば、はじめてやったのは何年前でしたか。

_____ 年前

□	□
14	15

5の質問に「1. あった」と答えた方は、次の頁の質問にうつってお答え下さい。

5の質問の2と9の答えの方はこれで終了です。ご協力有難うございました。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



研究の背景ならびに目的

青森県において「母親教育のあり方」を考えるにあたっては、その前提として本県が、長年数多くの無医地区や無医村を抱え医療従事者をはじめとする社会資源の不足や自然的条件のきびしさや、経済的低位性などによって著しく母と子の命が損なわれてきたその歴史や背景をまず理解したうえではじめなければならない。母子保健活動にも他県とは比較できがたい困難な問題があったからである。

本県が公衆衛生行政として、ようやく母子保健を重点施策に打ち出したのは昭和40年度であり、このとき「母子保健対策」、「へき地保健対策」を二大支柱として県内関係機関、団体に働きかけ、ひろくその推進をはかっている。

この施策が打ちたてられるまでの前駆的活動として力があつたのは、戦前においては主として保健婦の巡回訪問指導であり、戦後の特徴的活動には、へき地や住民の健康実態を掘りおこし、住民運動を喚起する意図をもって昭和34年度からはじめられた医学生、保健婦学生動員の「夏期保健活動や、その後の保健婦、助産婦両団体の連けいによる「もったらころすな運動」があつた。同じ昭和40年度、地域住民や町村長の強い要請によって創設された本県独特の「保健所保健婦の町村派遣制度」は、事後の母と子の命を守る地域の活動を著しく促進させた。

この間、県民の対話集会「赤ちゃん会議をはじめ、大小の集会が県内各地に展開されてきた。県はまた「未熟児調査」ならびにその追跡等も行って、地域における保健指導従事者の、母と子に対する指導の着眼点を明らかにすることに努めた。今日に至るまでには、このような一連の公衆衛生行政側からの働きかけもあつたのではあるが、それではいま、果してどのようなひろがりをもって行なわれているのか、県内の実情を知る必要がある。

現在一般的に行なわれている母子保健は、人の生涯の一部分の年代に対する働きかけであるといえる。これは他の成人保健であれ、老人保健であれ、年代や疾病の種類で区ぎる考え方があり、しかも問題が起ってから「あと追い」的傾向にあることは否めない。

しかし、母親という1人の人間の生涯の流れの中に、健康に対する情報がどこからとり入れられて、それによってその母親がどのような意識や保健行動をもつかを考えたとき、胎

児のときから一貫性をもって生涯にわたる健康の教育が行なわなければならないと考える。そのために公衆衛生の領域からの、主体性をもった他の領域への働きかけと結びつきをもっと強化しなければならない。それは次の世代をになう者のためであり、吾々はすべての公衆衛生活動は、こどもに重点をおいた統一的な視点をもって行なわれるときにあるとの考えに立っている。

本研究においては、母子保健の一環としての「母親教育」に焦点をしぼり、それが青森県という場においてどのようなひろがりをもって行なわれているのか、また母親自身が母親教育をどのように考えているのかをさぐって、将来における本県の母親教育のあり方を画きつつ、公衆衛生領域での母親教育の方向を把握しようとしたものである。